

## 令和5年2月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月23日(木) 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第2号 合意解約等について
- 第 3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第7号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第8号 非農地証明について
- 第 6 議案第9号 あっせんについて
- 第 7 議案第10号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さんおはようございます。

本日、推進委員が2名来ていませんが、農業委員は定足数に達しておりますので、これから令和5年2月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いいたします。また退席する場合は、議長の許可をもらってから退席してくださいませようをお願いいたします。

それでは、開会に当たり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さんおはようございます。

令和5年2月西之表市農業委員会定例総会において委員、推進委員の皆様には出席をいただきまして、ありがとうございます。

先日の24日強い寒波が襲来しまして、農作物の被害を技連会で調査のしたところ、被害の大きかったのが、バレイショで10%、スナップエンドウが5%となっています。この数字よりもかなりスナップエンドウは被害を受けた感じはありますけれども、技連会の調査では5%、ソラマメそれからフェニックスロベレニーが1%、サトウキビは、被害がありそうだったのですけれども、最終的には、あまり無かったようでございます。

本土の指宿あたりの園芸作物の被害が非常に大きかったようで、種子島は、本土に比べてそれほど無かったようです。これから収穫するバレイショのほうはまだ、体力が落ち落ちていきますので、疫病にやられているのが、気になるところです。

また新型コロナこれも少し収まってきておりますけれども、今の時期、三寒四温、暖かかったり寒かったりということで、体調の管理が非常に大変なところです。体調管理には気を付けていただきたいと思います。

## ○議長

それでは、本日の会議を開催いたします。

本日の日程は配付しております議事日程のとおりでございます。まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する、議事録署名委員の指名を行います。

14番 坂本委員、1番 日高委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第2号「合意解約について」事務局の報告をお願いいたします。

## ○事務局

日程第2、報告第2号「合意解約等について」を説明いたします。

資料は1ページです。

今月の合意解約は、1番から3番の3件で、現況地目畑の5筆で、15,779平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。続きまして日程第3、議案第6号「農地法第3条の規

定による許可について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

### ○事務局

日程第3、議案第6号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。

資料は2ページになります。

今月は、所有権移転が1件、賃借権設定が1件、合計2件の申請がありました。まず1番です。

国上校区、桜園地区です。現況地目畑の1筆で、面積1,142平米を賃借により10年間借り受けるものです。

続きまして2番です。

住吉校区、上能野地区です。現況地目畑の1筆で、面積190平米になります。共有持分の2分の1を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続いて担当委員から報告をお願いします。整理番号1について3番委員をお願いします。

### ○3番委員

3番です。整理番号1番について報告します。

2月19日に、借人立会いのもと、担当推進委員と、現地確認調査を行いました。

現地は、国上、桜園、一里十町のA入り口の反対側の十字路、西に向かって、野木之平へ向かう農道を約300メートル行ったところの、道路沿いにありました。

2か月くらいまでは、大変草や木で荒れていた農地でしたが、重機が入り、きれいに整地されておりました。

借り人は、7、8年前までは、土建会社で働いておりましたが、仕事をやめて、和牛の生産に取り組んでおります。後継者もおおり、農業機械も、揃っており、申し分ありません。

また、貸し人は、同じ集落、近所に在住の土地持ち非農家です。借人とは親戚関係にあります。貸し人とは、電話にて確認をしております。

以上、確認の結果、許可相当と考えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

### ○議長

はい、ありがとうございました。続いて整理番号2を、7番委員をお願いします。

### ○7番委員

7番です。整理番号2について、説明をいたします。

19日午後より、譲受人並びに担当推進委員立会いのもとで、現地調査を実施いたしました。

現地は、上能野集落内にある圃場で隣人が野菜を作っている状況でございます。

譲受人の経営は、果樹、ハーブ類を作付け中ということでございました。

申請地に隣接して実家があるため、近々リフォームをして住む計画であり、申請地は菜園地として活用するとのことでございます。

農機具類は所有していないということでございますが、友人知人に依頼をして、

作業しているということでありませう。

譲渡人とは親戚に当たる関係で、あるようございます。譲渡人には電話で確認をとっております。

以上のことで問題ないと思ひますので、申請のとおり許可相当と思ひます。御審議をよろしくお願ひをいたします。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員並びに事務局から報告説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願ひいたします。

( 挙手無し )

#### ○議長

無いようですので、これから議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、許可することに決定いたしました。

続きまして日程第4議案第7号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第4、議案第7号「農地法第5条の規定に係る許可について」を説明いたします。

資料は3ページになります。

1番です。

申請地は、下西校区、池野地区です。台帳地目、畑が1筆で、面積474平米となります。申請理由としましては、資材置場を確保したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、市道、宅地、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、現状のまま利用することから、転用による周辺への被害はないと思われませう。

資金調達につきましては、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われませう。

続きまして、2番です。

申請地は、下西校区、壺泊地区です。台帳現況地目、畑が1筆で、面積1,993平米です。申請理由としましては、農業用物件投下施設を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、畑、原野があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、現状のまま使用するということから、転用による周辺への影響はないと思われます。

また、資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。続きまして、10日に現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。

## ○11番委員

11番です。

整理番号1番について説明します。

10日午前、事務局、担当委員、立会人の8名で、現地調査をしました。

申請地は、下西池野の住宅の中にあります。

申請人は、電気店を経営しておりますが、申請地を取得して、家電リサイクルの一時保管場所として利用したいとのことです。

この保管場所も、3等分にわけ分けて保管し、周りの住宅にも景観とか迷惑をかけないようにしたい。また先では、屋根も付けたいということでした。

リサイクル用の電化製品の一時保管場所でありますので、ここに製品が溜まり続けるということはないということですので、問題はないのではないかと、調査委員一同、許可相当と意見の一致をしました。

次に整理番号2番について説明します。

10日午前、事務局、担当委員、立会人の8名で現地調査をしました。

申請地は下西壅泊で、T自動車学校の敷地の横にあり、カヤが生えている状況であります。

この申請地を取得して、農業用のマルチコプターを使用した農薬散布施設を設けたいとのことです。

周りにも住宅が1件しかなく、騒音も基準の規定内だということでした。最近、農作業の方法も、変わってきた今日であります。このような施設が出来て、マルチコプターを利用したスマート農業にも貢献できればいいことだと思います。

申請地は草を払い、ほとんどそのまま使用したいとのことです。

周りに迷惑をかけるようなことはないだろうと、調査委員一同、許可相当と意見の一致をしました。

以上審議よろしく申し上げます。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして担当委員の補足説明があったらお願いをしたいと思います。整理番号1番2番について、2番委員お願いします。

## ○2番委員

2番です。整理番号1番、2番につきまして、補足ということは特にありませ

ん。調査委員長の報告どおりです。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから説明がございました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

**○8番委員**

一点だけ教えていただきたいことがあります。皆さん御存じの方も多いと思うのですが、マルチコプターの説明をお願いします。

**○事務局**

農業用マルチコプターですが、俗に言うドローンです。無人の航空機という範囲で、その中にマルチコプターがあります。羽根が3個以上のものがマルチコプターと言うようです。本体200グラム以上の場合には資格が必要ということになります。最近、100グラム以上は資格が必要と改正されるという話でございます。

今回農業用ということで薬剤散布等がメインですが、これまで自動車学校が古田で、講習やっていたようですが、現場まで行くのに、機材とか、いろいろ運んでいかなければなりません。近くで講習をしたいということで今回申請が上がったところでございます。以上です。

**○8番委員**

マルチコプターのライセンスを取るための施設ということですか？

**○事務局**

そうですね。講習をするということでございます。

**○議長**

はい、よろしいでしょうか。

ほかに。

**○11番委員**

それともう一つ。飛ばすコースが斜め左に上がっていますが、先のほうが海になります。我々が見たところは、スタート地点の一番下のほうで調査をしました。スタート地点から海に向かって左に飛ばすコースがあるということです。

**○議長**

はい、ほかに。

( 挙手無し )

**○議長**

無いようですので、議案第7号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第5、議案第8号「非農地証明について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

## ○事務局

日程第5、議案第8号「非農地証明について」を説明いたします。

資料は4ページになります。

1番です。榕城校区、平田地区になります。現況地目は、田ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在、原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

続きまして2番です。上西校区、大崎地区です。台帳地目は、畑ですが、昭和61年頃から耕作せず、現在、雑種地となっております。交付基準2に基づく申請です。

この2番についてですが、少しちょっと補足説明をさせていただきます。平成25年8月にこの土地に住宅を建設する予定で、この土地から分筆を行ったようですが、転用の申請を行っていなかったということです。その後、平成26年5月の定例総会議決により、この土地の非農地判断を行っております。このことにより、申請者は、ここ全体が原野に地目変更されたものと思い込んでいたようですが、この分筆した分に関しては、畑として残っていたことから、今回の申請に至ったということです。

3番です。榕城校区、上之原町地区で、台帳地目は、田、畑となっておりますが、昭和35年から耕作せず、現在、山林、原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請となります。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、10日に現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。

## ○11番委員

11番です。

非農地証明の整理番号1番について説明します。

10日午前、事務局担当委員、立会人の7名で現地調査をしました。

申請地は、榕城平田の田で昭和50年頃から耕作せず、一面に葦の木が生え、現在は、原野になっております。この農地は川の中を通らなければならず、その日、朝の雨で水かさが増していて、調査委員も何とか渡ったという状況でした。このような悪条件の申請地であり、交付基準1(イ)に基づく申請でありますので許可相当と思います。

続きまして整理番号2番について説明します。

10日午前事務局担当委員、立会人の7名で現地調査をしました。

申請地は、上西の大崎で地目は畑であるが昭和61年頃から耕作せず、現在雑種地になっております。

事務局からの説明もあつたとおり、以前に周りの農地は非農地にしましたが、非農地にする前にこの申請地を宅地にしたいと、分筆をしましたが、転用の申請をしなかったために、現在も農地として残っているということで、この申請になったということです。現在は、10年ほど前に建てたビニールハウスがあり、中には農機

具や農業用の資材が置いてありました。耕作しようとしたのですが、石が出て耕作出来なかったとのことでした。

このような状況から交付基準2に基づく申請になりますので、許可相当と思います。

続きまして整理番号3番について説明します。

10日午前事務局担当委員、立会人の8名で現地調査をしました。

申請地は、榕城、上之原町で、上の3筆の地目は田であるが、昭和35年頃から耕作せず、現在山林となっております。

申請地までの道もなく、勾配のついたところの杉の木の中を歩いて行きました。

申請地も雑木が生えており、農地への復元は難しいと思います。

下の2筆は、畑で現在原野となっております。

申請地に行くまで道もなく、また竹藪の中をくぐって行きました。

農地の広さも狭く、農地への復元は、難しいのではないかと判断をいたしました。

以上のことから交付基準1の(イ)に基づく申請でありますので、許可相当と思います。審議をよろしくお願いします。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員からの補足説明ということで、整理番号1番2番は私の担当ですので、補足します。

#### ○4番委員（議長）

今のこの整理番号1ですけれども、川の写真ををお願いします。この川を歩いていくと、田んぼが出てきます。ずっとこっちのほうにまだ田んぼがあるのですけれども、見て分かるように、この田んぼに行くための道もなく、以前は、ほかの人の田んぼの土手の横を通らせてもらって作っていたようです。現状ではとても農地としては使えないという結果を見たところです。

整理番号2番のほうは今、事務局とまた委員長のほうから説明があったように、利用状況調査で全部が非農地にしたのですけれども、申請地だけが子供の住宅を建てるために転用する予定でしたが、申請が提出されず、ここだけ分筆されていたために、畑の地目で残っていたということです。そういうことで、今回の申請になったということです。審議方よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

続いて整理番号3を番委員お願いします。

#### ○5番委員

5番です。調査委員長が言ったとおり、間違いありません。

上から3つの田んぼは、下の1つは字が違いますが、ちょうど谷が合流する川が合流するところになっておりまして、3筆同じところです。S工業の裏手になるころでしたが、ものすごく荒れた杉山の中の奥を行ったところでした。非農地に間違いのないと思います。

下の2つは上之原の南側に位置するところで、削りかけた山の裏手になるころです。竹藪の中の獣道みたいなところを歩いていくところで、周りも地山を削った

感じで土自体も無いようなところですよ。申請どおり間違いないと思います。よろしくをお願いします。

#### ○議長

ありがとうございました。担当委員のほうから説明、補足説明があったところですよけれども、この件について何か質疑等ございましたら挙手でお願いいたします。  
( 挙手無し )

#### ○議長

無いようですので、これから議案第8号「非農地証明について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
( 全員挙手 )

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして日程第6、議案第9号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第6、第9号「あっせんについて」を説明いたします。

資料は5ページになります。

1番です。「貸したい」の申出です。場所は、国上校区寺之門地区です。賃料は、10アール当たり10,000円を希望とのことです。あっせん委員につきましては、3番 中村逸夫委員と、9番 河本アツミ委員にお願いいたします。

2番です。「売りたい」の申出です。場所は住吉校区里之町地区です。対価は、10アール当たり30万円を希望とのことです。あっせん委員につきましては、7番 深田広文委員と、13番 日笠山昭代委員にお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。これについて何か質疑等ある方、挙手でお願いします。

( 挙手無し )

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いいたします。

続きまして日程第7、議案第10号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第7、議案第10号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

「所有権移転について」を説明いたします。

資料は6ページです。

1段目です。移転時期は令和5年3月1日、地目、田、2,760平米。地目畑、28,048平米の合計面積、30,808平米。所有権を移転する者6人、受ける者6人です。

内訳につきましては、7ページを詳細につきましては、8ページから19ページ

を御覧ください。

続きまして農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。

資料は20ページになります。

1段目です。期間が令和5年2月28日から令和10年2月27日の5年間、地目田、3,815平米、地目畑、75,269平米の合計面積、79,084平米、利用権の設定をする者12人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和5年2月28日から令和15年2月27日までの10年間、地目畑、面積9,558平米。利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

内訳につきましては、21ページを詳細につきましては、22ページから38ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。

資料は39ページになります。

1段目です。期間が令和5年2月28日から、令和10年2月27日の5年間、地目田、3,815平米、地目畑、75,269平米の合計面積、79,084平米、利用権の設定をする者1人、受ける者12人です。

2段目です。期間が令和5年2月28日から令和15年2月27日までの10年間、地目畑、面積9,558平米。利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては、40ページを詳細につきましては、41ページから55ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。それでは担当委員の報告をお願いいたします。所有権移転の整理番号1番については私の担当ですので私が説明をいたします。

## ○4番委員（議長）

これはですね2筆ありまして、1筆は、ただいま牧草の作付けをしております。親から子への贈与ということでございます。

もう1筆は、牧草を収穫して、今耕耘作業をちょうど終了して、きれいになっているところでございます。

## ○議長

続いて整理番号2番について11番委員、お願いいたします。

## ○11番委員

11番です。整理番号2番について説明します。

18日に譲受人、推進委員の3名で現地調査をしました。申請地は、中割の生姜山の畑です。譲渡人は県外に住んでおり、電話で確認をいたしました。

譲渡人は、財産整理のために、この農地を借りていた譲受人に無償で贈与したいとのことでした。

譲受人は、和牛の畜産農家で、この農地を10年ほど前から借りて、家庭菜園として利用しておりました。

現在はロータリー耕されており、安納イモを耕作したいとのことでした。

農機具もそれを揃っており、許可相当と思います。

#### ○議長

続きまして整理番号3について12番委員お願いします。

#### ○12番委員

12番です。整理番号3について報告いたします。

2月19日、午後12時半、譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は、安納イモ、バレイショ、スナップエンドウを作る現和校区在住の認定農家です。

譲渡人は、土地持ち非農家です。高校を卒業し、県外に出て働いています。これからは島に帰る予定もないので、親戚に買う人を探してもらい、今回の契約となったそうです。

2枚の畑には、安納イモを植えたいとのことでした。

譲受人は、農業機械も一式揃っており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

譲渡人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。続きまして、所有権移転整理番号4について、6番委員報告をお願いします。

#### ○6番委員

6番です。整理番号4について報告いたします。

2月18日午後1時より、譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地確認調査を行いました。申請地には牧草が植えられていました。

譲受人は、JAに勤務しながら畜産を営んでいる兼業農家で、以前、譲渡人から畑を買ったこともあり、その時この申請地も借りていました。そのような関係で今回、無償で譲受人に譲ることになったようです。譲渡人は、5月に島を離れるということで土地の整理をしているようでした。

譲渡人と面談の上、確認をとっております。以上のことから、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。続きまして所有権移転整理番号5番6番について、14番委員、お願いします。

#### ○14番委員

14番です。番号5について報告いたします。

2月21日午前8時半、譲受人立会いのもと、推進委員と現地調査を行いました。譲渡人にはその日の夜、電話で確認しました。

譲受人は、認定農家で、農事組合法人の団体に所属する茶農家です。現地は以前から茶を栽培しており、その茶を引き続き、栽培しております。機械等も揃ってお

り、経営技術についても、何ら申し分ないと思います。その結果、許可相当と考えます。

次、引き続き、整理番号6について説明します。

2月21日、9時から譲受人立会いのもと、推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は整理番号5の譲渡人と同一で、整理番号6の件も一緒に確認しました。譲受人は、整理番号5の譲受人と同じ農事組合法人の団体に所属する茶農家です。

畑のほうは、資料18ページの3,748平米のほうは、茶を栽培しています。

18ページの畑の416平米のほうは、茶を抜根し、まだ何を作るかは未定ということでしたが、将来的に生姜を作ってみたいと言っていました。

田んぼのほうは5年前ぐらいまで米を作っていましたが、その後荒れていました。譲受人が、竹や草などを伐採し、片づけている途中です。譲受人はユンボも持っていて、今後は少しずつ整備して、いずれはもち米を栽培するということでした。

特に問題ないと思いますので許可相当と考えます。御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから整理番号1番から6番について報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手をお願いをいたします。

( 挙手無し )

#### ○議長

無いようですので、これから議案第10号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の審議事項は終了いたしました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

14番委員 \_\_\_\_\_ 印

1番委員 \_\_\_\_\_ 印